

第2回 農集・浄化槽事業審議会（会議要旨）

令和4年9月12日（月）
東陽支所2F 会議室
【委員15名全員出席】

【全体】

1. 現在の滞納者数、滞納額について

東陽農集：21世帯 1,370,460円 泉農集：13世帯 1,404,970円
東陽浄化槽：7世帯 671,370円 泉浄化槽：11世帯 883,960円（令和4年6月末現在）

2. 滞納世帯への対応について。また、滞納は意図的であるか、支払能力が無いのか。

年3回、催告状を送付し、戸別訪問により納付を促している。これまで、分納相談や、まとまったお金が入ったことで支払いに応じたり、親世帯の滞納分を子どもが払うなどのケースがあったことや、他の使用料等の滞納もあることから、意図的な滞納はないと思われる。

3. 接続促進のための補助制度はあるか。

農集の補助は無い。浄化槽は新築に対しては無いが、単独浄化槽やくみ取りからの転換に対し、配管助成として上限30万円の補助がある。

4. 施設への入所などにより、実際に住んでいない場合の人数の変更の手続きはできるのか。また、その対処方法はどのように行っているか。

人数の変更は、電話での連絡で受け付けている。人が常時に住まないが、家の清掃をするため電気や水道を止めない場合、基本料のみとしているケースがある。管理委託業者から電気が止まっているとの報告があれば、支所職員と連携して、現場の確認を行っている。

《浄化槽》

5. 近隣の浄化槽の整備率を知りたい。努力目標にするような数値があるとわかりやすい。整備率を上げて、使用料の抑制に努めてもらいたい。

次回の審議会で提示。

6. 浄化槽の点検回数について、人数が少ない世帯は減らすような交渉はできないか。

法で定められているため、回数の変更はできない。

《諮問事項について》

7. 農集、浄化槽とも改定率が同じ6.8%というのは、意図的に合わせているのか。排水処理の条件が違うのに、これからも同じ改定率で上げていくのか。

前回の審議会で、両事業とも使用料対象経費を100%にするためには15%の改定が必要で、そのうち半分の7.5%の改定を行った経緯があること、同じ地区での排水処理であることから6.8%とした。排水処理の方法が違うので、使用料は違っている。

今回の改定で使用料対象経費を賄えることとなるため、今の時点では使用料の改定は今回で最後と考えている。

※改定率について、資料②【参考2-4】、資料③【参考3-4】、【参考3-5】の説明を行い、了承を得た。

《付帯事項について》

平成30年度の付帯意見(枠囲み部分)の4件を今回も取り入れることで、委員の了承を得た。新たに付帯事項を追加することについての意見は出なかった。

主な対応として、以下の意見が出された。

《付帯事項①について》

- ・特に意見なし。

《付帯事項②について》

- ・農集事業は、浄化槽事業は故障の早期発見を行い、維持管理経費の増加の抑制に努める。
- ・清掃や点検の回数を減らすことはできないため、費用を「下げる」の文言は消し、協議を継続していくような文言に変え、メッセージとして残す。
- ・浄化槽の維持管理費用が近隣自治体と比べて高い理由は、集落が離れているためと考えられる。現在、浄化槽は距離に関係なく同額で維持管理ができています。

《付帯事項③について》

- ・補助制度の周知を図る。
- ・全国や県の接続率を目指すなど、具体的な数値ではなく努力目標を設定する。

《付帯事項④について》

- ・払わないのではなく払えないのであれば、分納や多重債務の相談窓口へつなぐなどの解決策を提案する。